



質問主意書

議員は会期中、文書により内閣に質問することができます。この文書を「質問主意書」と呼びます。「質問」と似た言葉に「質疑」がありますが、「質問」は、議題と関係なく国政一般について事実の説明を求め、又は所見をただす行為であるのに対し、「質疑」は、議題について疑義をただす行為をいいます。したがって、通常、本会議や委員会で行われているのは、「質疑」ということになります。一方の「質問」は、緊急を要する場合、議院の議決により本会議において口頭で行うこともできますが（緊急質問。国会法第76条）、原則は文書（質問主意書）によって行われます。

文書による質問を行うに当たっては、簡明な主意書を作り、議長に提出してその承認を得なければなりません（国会法第74条第1項及び第2項）。なお、先例により議院の品位を傷つけるものや単に資料を求めることを目的とするものは認められません。議長が承認した質問は、印刷され各議員に配付されるとともに、内閣に転送されます。内閣は質問を受け取った日から7日以内に答弁をしなければならないこととされており、その期間内に答弁をすることができない場合には、その理由及び答弁をすることができる期限が議長に通知されます（国会法第75条）。

内閣からの答弁は、原則として文書をもってなされ、これを「答弁書」と呼びます。答弁書は、各府省等で案文を作成し、内閣法制局の審査を経て閣議決定された後、議長に提出されます。答弁書も、質問主意書と同様に印刷され、各議員に配付されます。また、質問主意書と答弁書は、参議院本会議録に掲載されるほか、参議院のホームページでも第1回国会以降の質問主意書と答弁書を掲載しています。

質問主意書は書面による手続であり、提出から答弁書の受領までに先ほど説明した手続を経るため、日時を要してしまいます。一方で、冒頭の「質問」と「質疑」の違いで説明したように、議員が本会議や委員会での質疑を行う場合、議題による制約がありますが、質問主意書であれば広く国政一般について内閣に質問することができます。また、質疑時間に拘束されることはありませんし、提出回数の制限を受けることなく議員一人で提出することができます。こうした点は、質問主意書の利点だといえます。

質問主意書の提出件数は、近年、増加傾向にあり、平成28年の第190回国会（常会・会期150日）では161件が提出されましたが、10年前の第164回国会（常会・会期150日）で86件だったのと比較すると、約2倍となっています。また、平成27年の第189回国会（常会・会期245日）では403件の質問主意書が提出され、一国会での提出件数としては、過去最多となりました。こうした件数の増加は、前述した質問主意書の利点を踏まえ、積極的に活用する議員が増えていることが影響しているものと思われます。

おかだ ともあき
(岡田 智明・議事部議案課)